

和歌山大学教育職員免許状取得コース規程

制 定 平成22年11月26日

法人和歌山大学規程 第1160号

最終改正 令和5年6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学（以下「本学」という。）における教育学部以外の学生が、幅広い教養と高い専門性を持った優れた教員となるよう、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教育職員普通免許状（以下「免許」という。）授与の所要資格（以下「授与資格」という。）を得ることができるコース（以下「教育職員免許状取得コース」という。）について、その実施に必要な事項を定める。

(取得免許)

第2条 教育職員免許状取得コースの履修生（以下「履修生」という。）は、その所属する学部又は学環（以下「学部等」という。）において取得することができる免許の授与資格のほか、教育学部で開設する教科及び教職に関する科目（以下「免許関係科目」という。）を受講し、その単位を修得することにより、他の免許の授与資格を取得することができる。

2 授与資格を取得することができる免許の種類と教科は、別に定める。

(履修資格)

第3条 履修申請時点において本学（教育学部を除く）に学部生として2年以上在学し、本学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）の入学者選抜試験に出願予定の者とする。

(履修申請)

第4条 履修を志願する者（以下「履修志願者」という。）は、履修申請書を原則として学部3年次に所属学部等へ提出しなければならない。

(受入人数)

第5条 履修生は各年度15名以内とする。

2 各学部等の教務を所掌する委員会は、履修志願者から各年度8名を上限に候補者を選考し、教育学部に報告する。

(選考)

第6条 前条の候補者に対し、教育学部において選考を行い、教育学部長が履修生を決定する。

(履修方法)

第7条 教育職員免許状取得コースの履修については次の各項による。

2 学部在学時においては、本学学則第29条に定めるところによる教育学部開設の授業科目を履修するものとする。

3 教育学研究科へ入学した後、別に定める「教育職員免許状取得プログラム」を履修するものとする。

(履修計画)

第8条 教育職員免許状取得コース履修生の履修計画については、教育学部の指導の下、作成するものとする。

## 教育職員免許状取得コース規程

(履修取消)

第9条 学部4年次に教育学研究科の入学者選抜試験に出願しない場合には、以後の教育職員免許状取得コースに関わる免許関係科目の履修を認めない。

2 前項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合には、教育学部長は教育職員免許状取得コースに関わる免許関係科目の履修を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行し、平成22年11月1日から適用する。

附 則 (平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1820号)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2642号)

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から施行する。